

福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

2019年（令和元年）10月

福 山 市

目次

用語の定義

第1章 入札説明書の位置付け	1
第2章 事務局	1
第3章 事業の概要	2
第1節 事業名称	2
第2節 対象となる公共施設等の種類	2
第3節 公共施設等の管理者	2
第4節 事業予定地	2
第5節 事業の目的	2
第6節 事業手法	3
第7節 契約の形態	3
第8節 事業期間	3
第9節 関係法令等の遵守	4
第10節 事業期間終了後の措置	4
第11節 民間事業者が行う業務範囲	4
第12節 市が行う業務範囲	5
第4章 応募者の審査及び選定	6
第1節 審査及び選定の手順	6
第2節 選定スケジュール	6
第3節 委員会の設置	7
第5章 募集要項	8
第1節 募集要項の構成	8
第2節 募集要項（第一部）の公表	8
第3節 募集要項（第一部）に対する質疑・回答	8
第4節 募集要項（第二部）の送付	9
第5節 募集要項（第二部）に対する質疑・回答	9
第6章 参考資料の閲覧及び現場確認	10
第1節 参考資料の閲覧	10
第2節 現場確認	10
第7章 応募者の入札参加資格	12
第1節 入札参加資格等	12
第2節 参加資格の喪失	15
第8章 資格審査	16
第1節 資格審査申請書類の提出	16
第2節 代表企業が提出する参加資格確認申請書	16
第3節 参加資格確認申請書の提出方法	17
第4節 参加資格要件の確認方法	17
第5節 資格審査結果の通知	17
第6節 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	17
第9章 技術対話	18
第10章 提案書類	19
第1節 提案書類の構成	19
第2節 提案書類の提出方法	19
第3節 提案書類の提出	20
第4節 応募の辞退	20

第 5 節 応募の無効	20
第 6 節 応募に当たっての留意事項	20
第 7 節 提案書類の修正等の禁止	21
第 11 章 入札及び開札の方法等	22
第 1 節 入札及び開札の日時等	22
第 2 節 入札方法等	22
第 3 節 入札内訳書の提出	22
第 4 節 予定価格	22
第 5 節 低入札価格調査	23
第 6 節 失格基準価格	23
第 7 節 入札の無効又は失格	23
第 8 節 入札参加者が 1 者であった場合の取り扱い	23
第 12 章 本審査	24
第 1 節 基礎審査	24
第 2 節 技術評価	24
第 3 節 評価値の算出	24
第 4 節 落札者の決定及び公表	24
第 5 節 本審査の審査結果理由の説明請求	24
第 13 章 落札者決定後の手続	26
第 1 節 基本協定の締結	26
第 2 節 契約内容の協議	26
第 3 節 特別目的会社の設立	26
第 4 節 契約の締結	26
第 14 章 契約保証金	27
第 15 章 その他	27
第 1 節 費用負担	27
第 2 節 使用言語等	27
第 3 節 提案書類の取扱い・著作権	27
第 4 節 債務負担行為	27
第 5 節 その他	27

添付資料 : 契約形態

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を次のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業で整備する焼却施設及び粗大ごみ処理施設をいう。
- (3) 「焼却施設」とは、燃やせるごみ等及び災害廃棄物の処理を行う施設をいう。
- (4) 「燃やせるごみ等」とは、燃やせるごみ、粗大ごみ処理施設の破砕物、可燃性粗大ごみの破砕物、資源化施設の可燃残渣、助燃剤等（脱水し渣・脱水汚泥・スカム等）及び小動物の死がいをいう。
- (5) 「粗大ごみ処理施設」とは、市において排出される燃やせる粗大ごみ、蛍光灯、使用済乾電池及びライター類の処理を行う施設をいう。
- (6) 「要求水準書」とは、本事業の入札において市が公表した本事業に関する募集要項のうち、要求水準書及びこれに関する質問回答をいう。
- (7) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された企業又は企業グループ及び特別目的会社をいう。
- (8) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (9) 「特別目的会社」とは、選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本施設の運営業務を目的として基本契約に基づき設立する会社をいう。
- (10) 「建設工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (11) 「共同企業体」とは、本施設の設計・施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
- (12) 「応募者」とは、本事業に応募する企業又は企業グループをいう。
- (13) 「代表企業」とは、応募者のうち、本事業の応募手続を行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
- (14) 「構成企業」とは、応募者のうち、建設工事請負事業者、運営を担当する企業及び特別目的会社に出資する企業をいう。
- (15) 「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (16) 「協力会社」とは、応募者のうち、特別目的会社に出資しないが業務の一部を市、建設工事請負事業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。
- (17) 「残渣運搬事業者」とは、本施設から排出される焼却残渣を残渣資源化事業者の施設まで運搬する事業者をいう。
- (18) 「残渣資源化事業者」とは、本施設から排出される焼却残渣の資源化を行う事業者をいう。
- (19) 「焼却残渣」とは、本施設から排出される焼却灰及び飛灰をいう。

- (20) 「資格審査通過者」とは、資格審査を通過した応募者をいう。
- (21) 「最終審査対象者」とは、提案書類を提出した資格審査通過者のうち、基礎審査を通過した者をいう。
- (22) 「施設整備費」とは、市が建設工事請負事業者に対して支払う業務の履行の対価のことであり、消費税を含む。
- (23) 「運営費」とは、市が運営事業者に対して支払う業務の履行の対価のことであり、消費税を含む。
- (24) 「残渣運搬費用」とは、市が残渣運搬事業者に対して支払う業務の履行の対価のことであり、消費税を含む。
- (25) 「残渣資源化費用」とは、市が残渣資源化事業者に対して支払う業務の履行の対価のことであり、消費税を含む。
- (26) 「正式契約日」とは、仮契約が締結された契約につき、議会の議決が得られた日をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

福山市（以下「市」という。）は、本事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律 117 号）（PFI 法）の規定に準じて実施するため、2019 年（令和元年）6 月 10 日に福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のために総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、「入札説明書」、「要求水準書」、「落札者決定基準」、「様式集」、「モニタリング基準」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「残渣運搬業務委託契約書（案）」、「残渣資源化業務委託契約書（案）」及びこれらに関する質問回答により、民間事業者は本事業を実施しなければならない。

民間事業者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

第2章 事務局

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事務局 | : 福山市経済環境局環境部環境総務課 |
| (2) 郵便番号 | : 〒720-8501 |
| (3) 住所 | : 広島県福山市東桜町 3 番 5 号 |
| (4) 電話番号 | : 084-928-1071 |
| (5) FAX 番号 | : 084-927-7021 |
| (6) 電子メールアドレス | : kankyou-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp |

第3章 事業の概要

第1節 事業名称

福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業

第2節 対象となる公共施設等の種類

対象となる公共施設等の種類は、次のとおりである。

施設の種類	一般廃棄物処理施設（焼却施設・粗大ごみ処理施設）
焼却施設	1) 施設規模 : 600t/24h (200t/24h×3 炉) 2) 処理方式 : ストーカ式焼却方式 3) 処理対象物 : 燃やせるごみ, 粗大ごみ処理施設の破砕物, 可燃性粗大ごみの破砕物, 資源化施設の可燃残渣, 助燃剤等 (脱水し渣・脱水汚泥・スカム等), 小動物の死がい及び災害廃棄物
粗大ごみ処理施設・ストックヤード	1) 施設規模 : 16t/5h (蛍光灯, 使用済乾電池及びライター類は含まない。) 2) 処理方式 燃やせる粗大ごみ : 破砕 (破砕物は, 焼却施設で処理) 蛍光灯, 使用済乾電池及びライター類 : 破袋 (破袋物は, 保管又は場内処理) 3) 処理対象物 : 燃やせる粗大ごみ, 蛍光灯, 使用済乾電池及びライター類
関連施設	管理棟, 計量棟, 洗車場 等

第3節 公共施設等の管理者

福山市長 枝廣 直幹

第4節 事業予定地

広島県福山市箕沖町地内

第5節 事業の目的

本事業は、市、府中市及び神石高原町において排出される燃やせるごみ等及び災害廃棄物の焼却処理を行う焼却施設並びに市において排出される燃やせる粗大ごみ、蛍光灯、使用済乾電池及びライター類の処理を行う粗大ごみ処理施設の設計・施工・運営を行うものである。本施設は、2024年（令和6年）8月に供用が開始され、約20年間にわたって運営が行われることを予定している。

DBO方式（Design:設計, Build:施工, Operate:運営）により本施設を整備し、同施設の完成後、約20年間にわたって運営することで、本施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

第6節 事業手法

本事業は DBO 方式で実施する。本施設の整備については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。

民間事業者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

また、民間事業者は、特別目的会社を設立し、約 20 年間にわたって、本施設の運転・維持管理・点検・補修等の業務（以下「運営業務」という。）を行う。

さらに、残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者は、約 20 年間にわたって、それぞれ残渣の運搬及び資源化を行う。

第7節 契約の形態

- (1) 市と民間事業者は、添付資料に示す形態の契約を締結する。
- (2) 市は、本事業について民間事業者に設計・施工業務、運営業務、残渣運搬業務及び残渣資源化業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約を民間事業者と締結する。
- (3) 市は、基本契約に基づき、建設工事請負事業者と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）を締結する。
- (4) 市は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）を締結する。
- (5) 市は、基本契約に基づき、残渣の運搬業務を担当する運搬事業者及び運営事業者と本事業に係る残渣運搬業務委託契約（以下「残渣運搬業務委託契約」という。）を締結する。
- (6) 市は、基本契約に基づき、残渣の資源化業務を担当する資源化事業者及び運営事業者と本事業に係る残渣資源化業務委託契約（以下「残渣資源化業務委託契約」という。）を締結する。
- (7) 基本契約、工事請負契約、運営業務委託契約、残渣運搬業務委託契約及び残渣資源化業務委託契約の 5 つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

第8節 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 本施設の設計・施工期間 | 特定事業契約締結から 2024 年（令和 6 年）
7 月 31 日 |
| (2) 本施設の運営期間 | 2024 年（令和 6 年）8 月 1 日から 2044 年（令和
26 年）3 月 31 日 |

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (3) 残渣の運搬期間 | 2024年(令和6年)8月1日から2044年(令和26年)3月31日 |
| (4) 残渣の資源化期間 | 2024年(令和6年)8月1日から2044年(令和26年)3月31日 |

第9節 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

第10節 事業期間終了後の措置

市は、本施設を40年程度使用する予定であることから、民間事業者は40年間のライフサイクルコストの低減化を考慮して設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引き継ぐものとする。

本施設の事業期間終了時の措置について、事業期間終了前から行う予定である事業期間終了後の本施設の運営方法に関する検討に協力すること。

第11節 民間事業者が行う業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は、次のとおりとする。また、各項目の詳細は、「要求水準書」のとおりとする。

なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力することとする。

- (1) 設計・施工業務
- (2) 運営業務
 - 1) 受入管理業務
 - 2) 運転管理業務
 - 3) 維持管理業務
 - 4) 環境管理業務
 - 5) 情報管理業務
 - 6) 関連業務
 - 7) 事業終了時の取扱いについての協議
- (3) 残渣運搬業務
- (4) 残渣資源化業務

第12節 市が行う業務範囲

市が行う事業の範囲は、次のとおりとする。

(1) 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

(2) 処理対象物の搬入

市は、広く市民・排出事業者等に対してごみの分別搬入ルール等に関する啓発及び指導等を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。また、市は、搬入展開検査を行う。

(3) 余剰電力の販売

市は、焼却施設での発電量から場内での使用電力量を除いた余剰電力を、電気事業者に売電する。ただし、売電量が民間事業者の提案値を超えた場合には、収入の一部を民間事業者にインセンティブとして還元する。なお、民間事業者は、市が行う売電手続に際して必要に応じて支援を行うものとする。

(4) 本事業のモニタリング

市は、設計・施工業務、運營業務、残渣運搬業務及び残渣資源化業務について、継続的に事業の実施状況の監視を行う。

(5) 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運營業務者の協力のもと行う。

(6) 見学者への対応

市は、次表のとおり本施設の見学者への対応を行う。なお、運營業務者は、市が説明を行う際、施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明に協力するものとする。

	行政視察	左記以外
受付	市	運營業務者
説明	市	運營業務者

(7) 施設整備費、運営費、残渣運搬費用及び残渣資源化費用の支払い

市は、福山市会計規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度ごとに建設工事請負事業者へ、運営費、残渣運搬費用及び残渣資源化費用を運営期間にわたって毎月、運營業務者に支払う。

運営費のうち、固定費については原則として均等払いとする。

(8) その他

市は、本事業に係る交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

第4章 応募者の審査及び選定

民間事業者の選定は、応募者が入札説明書等に規定する本事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

第1節 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、「第4章 第3節 委員会の設置」に示す福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市長が落札者を決定する。審査の詳細は、「落札者決定基準」に示す。

第2節 選定スケジュール

民間事業者の選定に関するスケジュールは、次のとおりである。なお、審査の進捗状況等によりスケジュールが変更となる場合がある。

(1) 入札公告（募集要項（第一部）の公表）	2019年（令和元年）10月2日（水）
(2) 募集要項（第一部）に関する質問の提出期限	2019年（令和元年）10月11日（金）
(3) 募集要項（第一部）に関する質疑回答	2019年（令和元年）10月23日（水）
(4) 資格審査申請書類の受付締切	2019年（令和元年）10月29日（火）
(5) 資格審査結果の通知	2019年（令和元年）11月12日（火）
(6) 募集要項（第二部）の送付	2019年（令和元年）11月12日（火）
(7) 募集要項（第二部）に関する質問の提出期限	2019年（令和元年）11月19日（火）
(8) 募集要項（第二部）に関する質疑回答	2019年（令和元年）12月3日（火）
(9) 技術対話の実施	2019年（令和元年）12月上旬
(10) 提案書類の提出期限	2020年（令和2年）1月31日（金）
(11) 入札書及び入札内訳書の受付期間	2020年（令和2年）1月30日（木） から同月31日（金）まで
(12) 提案内容の明瞭化	2020年（令和2年）2月上旬～4月下旬
(13) 基礎審査	2020年（令和2年）4月下旬～6月上旬
(14) 技術評価の実施	2020年（令和2年）6月中旬
(15) 開札	2020年（令和2年）6月中旬
(16) 評価値の算出	2020年（令和2年）6月中旬
(17) 落札者の決定	2020年（令和2年）6月中旬
(18) 基本協定の締結	落札者の決定後速やかに
(19) 特別目的会社の設立	落札者の決定後速やかに
(20) 特定事業契約の締結	2020年（令和2年）9月下旬

第3節 委員会の設置

市は、落札者を公正かつ公平に選定するため、委員会を設置する。委員は、次のとおりである。

委員	西嶋 渉	(広島大学環境安全センター 教授)
委員	堤 行彦	(福山市立大学都市経営学部 教授)
委員	今岡 務	(広島工業大学環境学部 教授)
委員	清水 直樹	(福山市経済環境局環境部長)
委員	三谷 正道	(福山市建設局建設管理部長)
委員	市川 清登	(福山市建設局土木部長)
委員	神田 量三	(福山市建設局都市部長)
委員	渡邊 桂司	(福山市建設局建築部長)

なお、応募者及びこの関係者が落札者決定前までに委員会の委員に対し、当該落札者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

第5章 募集要項

第1節 募集要項の構成

募集要項は、次の書類により構成される。これらの書類は提案書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

1.1 募集要項（第一部）

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 落札者決定基準
- (4) 様式集 I

1.2 募集要項（第二部）

- (1) 基本協定書（案）、契約書（案）（基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、残渣運搬業務委託契約書（案）及び残渣資源化業務委託契約書（案））
- (2) モニタリング基準
- (3) 様式集 II

第2節 募集要項（第一部）の公表

募集要項（第一部）は、次のとおり公表する。

- (1) 公表日：2019年（令和元年）10月2日（水）
- (2) 方法：市ホームページ

第3節 募集要項（第一部）に対する質疑・回答

募集要項（第一部）に対する質疑・回答を次のとおり実施する。

なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

3.1 提出期限

2019年（令和元年）10月11日（金）午後5時まで

3.2 提出方法

「募集要項（第一部）に関する質問書」（様式第1号）に記入のうえ、「第2章 事務局」に示した電子メールアドレスに送信すること。その際、電子メールの件名は「応募者名称：福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業の募集要項（第一部）に関する質問」とし、「第2章 事務局」に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問合せには応じない。

3.3 回答方法

2019年（令和元年）10月23日（水）に市ホームページに公表する。

第4節 募集要項（第二部）の送付

募集要項（第二部）は、資格審査通過者に対し送付する。

第5節 募集要項（第二部）に対する質疑・回答

募集要項（第二部）に対する質疑・回答は、資格審査通過者を対象として実施する。

5.1 提出期限

2019年（令和元年）11月19日（火）午後5時まで

5.2 提出方法

「募集要項（第二部）に関する質問書」（様式第2号）に記入のうえ、「第2章 事務局」に示した電子メールアドレスに送信すること。その際、電子メールの件名は「応募者名称：福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業の募集要項（第二部）に関する質問」とし、「第2章 事務局」に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問合せには応じない。

5.3 回答方法

2019年（令和元年）12月3日（火）までに、資格審査通過者に送付する。

第6章 参考資料の閲覧及び現場確認

第1節 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を希望する応募者は、「参考資料の閲覧申込書」（様式第3号）を提出の上、参考資料を閲覧することができる。

(1) 閲覧に供する参考資料

- ・2018年度（平成30年度）地質調査結果
- ・2018年度（平成30年度）測量調査結果
- ・搬入道路に関する図面

(2) 申込書類（様式第3号）の提出期限

2019年（令和元年）10月10日（木）午後5時まで

(3) 申込書類の提出方法及び提出先

「参考資料の閲覧申込書」（様式第3号）を「第2章 事務局」に示した電子メールアドレスに送信すること。その際、電子メールの件名は「応募者名称：福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する参考資料の閲覧希望」とし、「第2章 事務局」に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問合せには応じない。

(4) 閲覧場所

福山市経済環境局環境部環境総務課

(5) 閲覧日時

2019年（令和元年）10月2日（水）から同月21日（月）の午前8時30分から午後5時まで（市の休日を除く。）

(6) 留意事項

参考資料の閲覧に際しては、所属する企業の社員証等の身分を証するもの（名刺は不可）を持参すること。参考資料の閲覧に参加する人数に上限は設けない。

なお、参考資料の閲覧時には、本事業に関する質問は受け付けない。

第2節 現場確認

現場確認を希望する応募者は、「現場確認申込書」（様式第4号）を提出の上、現場確認することができる。

(1) 申込書類（様式第4号）の提出期限

2019年（令和元年）10月10日（木）午後5時まで

(2) 申込書類の提出方法及び提出先

「現場確認申込書」（様式第4号）及び「現場確認に係る誓約書」（様式第5号）を「第2章 事務局」に示した電子メールアドレスに送信すること。その際、電子メ

ールの件名は「応募者名称：福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する現場確認希望」とし、「第 2 章 事務局」に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問合せには応じない。

(3) 現場確認日時

2019 年（令和元年）10 月 2 日（水）から同月 21 日（月）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（市の休日を除く。）

(4) 留意事項

現場確認に際しては、所属する企業の社員証等の身分を証するもの（名刺は不可）を持参すること。現場確認に参加する人数に上限は設けない。

なお、現場確認時には、本事業に関する質問は受け付けない。

第7章 応募者の入札参加資格

第1節 入札参加資格等

応募者は、入札公告時点において、次の資格要件を全て満たすこと。

また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1.1 応募者の構成

- (1) 応募者は、構成企業及び協力会社から構成されるものとする。
- (2) 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- (3) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う企業を代表企業として定めること。
- (4) 建設工事請負事業者が共同企業体の場合は、甲型共同企業体とするとともに、共同企業体を構成する企業のうち中心的役割を担い、かつ、出資比率が最大のものを代表企業とすること。なお、出資比率の最小限度は、2者による共同企業体の場合は30%以上、3者による共同企業体の場合は20%以上とする。
- (5) 本施設の運営を担当する企業を構成企業として定めること。
- (6) 残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者を構成企業又は協力会社として定めること。
- (7) 構成企業又は協力会社のうち、1者以上は、次に掲げる条件を全て有する者であること。
 - 1) 2019年度（令和元年度）・2020年度（令和2年度）福山市建設工事入札参加資格を有する者で、対象工事の種類が建築一式工事の認定を受けており、その等級がA等級又はB等級であること。
 - 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けた本店を福山市内に有する者であること。
- (7) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (8) 同一の企業が複数の業務を兼ねて実施することは、可能である。
- (9) 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- (10) 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることは認めない。ただし、残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者については、この限りでない。なお、市が民間事業者と特定事業契約を締結後、落札されなかった応募者の協力会社が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (11) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。
- (12) 構成企業のうち、第7章 第1節 1.2 の(2) から(5) の各参加資格要件に該当する企業は、構成員として特別目的会社に出資するものとする。ただし、建設工事請負事業

者が共同企業体の場合は、プラント設備の設計・施工を行う企業のみが出資を行えばよいものとする。

1.2 応募者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- 2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) この公告の日から落札決定の日までにおいて、福山市の指名除外又は指名留保期間中でないこと。
- 4) 本事業に係る事業者選定アドバイザリー業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しないものであること。
 - ア) 本事業に係る事業者選定アドバイザリー業務の受託者 復建調査設計株式会社
 - イ) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - ウ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 焼却施設の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件

応募者のうち焼却施設の設計・施工を担当する企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。（ただし、建設工事請負事業者が共同企業体の場合は、プラント設備の設計・施工を行う企業に限る。）

- 1) 建設業法第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、2019 年度（令和元年度）・2020 年度（令和 2 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において清掃施設工事の登録を受けていること。
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事に関して、次のア) とイ) の元請けでの納入実績を同一施設で有すること（いずれも 2002 年〔平成 14 年〕12 月以降に竣工した施設の実績であること。）。
 - ア) 施設規模が 1 炉当たり 160t/日以上かつ複数の炉で構成されている焼却施設
 - イ) ボイラ・タービン式発電設備を備えた全連続式焼却施設（ストーカ式に限る。）
- 3) 本施設工事に関し、次に掲げる要件を全て満たす者を監理技術者として専任で配置できること（建設業法第 7 条第 2 項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）。

- ア) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
 - イ) 直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を有する者
- 4) 監理技術者について、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を受けた者は、過去に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。
- (3) 焼却施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件
- 1) 焼却施設の運転を行う企業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設に関して全連続式焼却炉（ストーカ式）及び廃棄物発電設備（ボイラ・タービン方式）を備えた焼却施設の元請けでの運転実績、焼却施設の維持管理を行う企業については、同様の施設の元請けでの維持管理実績を有すること。
- (4) 粗大ごみ処理施設の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件
- 応募者のうち粗大ごみ処理施設の設計・施工を担当する企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。（ただし、建設工事請負事業者が共同企業体の場合は、プラント設備の設計・施工を行う企業に限る。）
- 1) 建設業法第3条第1項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、2019年度（令和元年度）・2020年度（令和2年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において清掃施設工事の登録を受けていること。
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事に関して、破碎設備を備えた粗大ごみ処理施設の元請けでの納入実績を有すること。
- 3) 本施設工事に関し、次に掲げる要件を全て満たす者を監理技術者として専任で配置できること（建設業法第7条第2項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）。
- ア) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
 - イ) 直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を有する者
- 4) 監理技術者については、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を受けた者は、過去に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。
- 5) 粗大ごみ処理施設工事に関する監理技術者については、焼却施設工事に関する監理技術者が兼ねることは可能である。
- (5) 粗大ごみ処理施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件
- 1) 粗大ごみ処理施設の運転を行う企業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設に関して破碎設備を備えた粗大ごみ処理施設の元

請けでの運転実績，粗大ごみ処理施設の維持管理を行う企業については，同様の施設の元請けでの維持管理実績を有すること。

(6) 残渣の運搬を行う企業に関する参加資格要件

- 1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。

(7) 残渣の資源化を行う企業に関する参加資格要件

- 1) 試運転時に，本施設から排出される焼却残渣を受け入れることが可能であること。

第2節 参加資格の喪失

応募者が，落札者決定の日までの間に「第 7 章 第 1 節 1.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は，市は，当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外し又は落札者決定を取り消すものとする。この場合，第 7 章 第 1 節 1.1 (9) は適用しない。ただし，提案書類の受付締切日までは，代表企業以外の企業については，当該企業の脱退又は変更が契約締結後の本事業の運営に支障をきたさないと市が認める場合に限り，これを脱退させ又は新たな企業に変更することができる。

また，落札者決定の日の後，特定事業契約の正式契約日までの間に，応募者が「第 7 章 第 1 節 1.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は，市は，第 13 章 第 4 節 4.2 に基づき当該契約の仮契約等を解除等することができるものとする。

第8章 資格審査

応募者は、次にしたがって資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

第1節 資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業は、応募者が、「第7章 応募者の入札参加資格」に掲げる要件を満足することを証明するため、参加資格確認申請書を事務局に提出しなければならない。

第2節 代表企業が提出する参加資格確認申請書

参加資格確認申請書は次のとおりとする。

- (1) 資格審査申請書（様式第6号）
 - (2) 応募者の構成 [役割分担]（様式第7号）
 - (3) 委任状 [代表企業への委任状]（様式第8号）
 - (4) 建設工事請負事業者が、各々担当する部分に関する監理技術者として専任で配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第9号）
 - (5) 建設工事請負事業者の実績等（様式第10号）
 - (6) 本施設の運転を行う企業の実績等（様式第11号）
 - (7) 本施設の維持管理を行う企業の実績等（様式第12号）
 - (8) 残渣の運搬を行う企業の概要等（任意様式）
 - (9) 残渣の資源化を行う企業の概要等（試運転時に、本施設から排出される焼却残渣を受け入れることが可能であることの確約書等を含む。）（任意様式）
 - (10) 応募者全ての組織体制（部門等）が確認できる書類（任意様式）
- (11) 建設業法第3条第1項の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を証明する書類
- <各様式に添付して提出を求める書類>
- ・ 応募者全ての財務的信用力を証明する書類（格付、財務諸表（3期分）等）
（様式第7号に添付）
 - ・ 監理技術者について、当該資格等を証する書類及び過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証の写し（様式第9号に添付）
 - ・ 専任で配置する監理技術者について、直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を証明する書類（様式第9号に添付）
 - ・ 監理技術者として業務を行った施設が自社施設の場合、当該施設の設置許可等実績を証明する書類（必要に応じて様式第9号に添付）
 - ・ 様式第9号に記載する業務を受託していることを証明する書類及び施設の概要が分かる書類（様式第9号に添付）
 - ・ 建設工事請負事業者の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び納入実績を有していることを証明する書類（様式第10号に添付）

- ・建設工事請負事業者の実績について、受注形態が共同企業体の場合は、共同企業体構成と役割分担が分かる資料（必要に応じて様式第 10 号に添付）
- ・本施設の運転を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び運転実績を有していることを証明する書類（様式第 11 号に添付）
- ・本施設の維持管理を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び維持管理実績を有していることを証明する書類（様式第 12 号に添付）

第3節 参加資格確認申請書の提出方法

参加資格確認申請書は、持参により、2019 年（令和元年）10 月 29 日（火）午後 5 時までに事務局へ提出すること。郵送、ファックス又は電子メール等による提出は受け付けない。

なお、提出部数は、正本 1 部、副本（正本のコピー）1 部とし、ファイリングする等、整理したうえで提出すること。

第4節 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された参加資格確認申請書に対する書類審査により行う。「第 7 章 応募者の入札参加資格」に掲げる要件を満たすことが確認された応募者のみ、本審査に参加できるものとする。

第5節 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、2019 年（令和元年）11 月 12 日（火）に書面により各代表企業へ通知する。

第6節 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（市の休日を含まない。）に、市に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後 5 時必着、持参の場合は期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（市の休日を除く。）とする。
- (2) 市は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（市の休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第9章 技術対話

技術対話は、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本工事の内容についての認識や考え方の違いを、対面方式により対話を行うことで、市と資格審査通過者との間で共通認識として持つことを目的とする。

(1) 技術対話の申込方法

資格審査通過者は、市と個別に技術対話を行う。資格審査通過者は、「技術対話への参加申込書」（様式第 13 号）及び「技術対話における確認事項」（様式第 14 号）を「第 2 章 事務局」に示した電子メールアドレスに送信すること。その際、電子メールの件名は「応募者名称：福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する技術対話」とし、「第 2 章 事務局」に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

市は、資格審査通過者に対して対話要領を送付する。

なお、上記の方法以外での問合せには応じない。

(2) 「技術対話への参加申込書」（様式第 13 号）及び「技術対話における確認事項」（様式第 14 号）の提出期限

2019 年（令和元年）11 月 19 日（火）午後 5 時まで

(3) 技術対話の実施方法

「技術対話における確認事項」（様式第 14 号）に基づき、市と資格審査通過者の対話を行う。技術対話の実施日時及び場所は、資格審査通過者にそれぞれ事務局から電子メールにより連絡を行う。

技術対話では、要求水準書等の内容についての確認を中心とし、資格審査通過者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

技術対話の議事録は、資格審査通過者固有のノウハウに基づく内容を含むことが想定されことから、公表は行わない。

(4) 追加質疑

資格審査通過者は技術対話の結果を踏まえ、対話内容に関する追加質疑がある場合には、「対話に関する質疑書」（様式第 15 号）に追加質疑の内容を簡潔に記載し、「第 2 章 事務局」の電子メールアドレスに送信すること。また、電子メール送信後、「第 2 章 事務局」に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、提出期限は別途通知する。

(5) 追加質疑に対する回答

事務局は、対話を踏まえた追加質疑に対する回答を資格審査通過者それぞれに送信する。

ただし、技術対話の質疑について、資格審査通過者全員に周知しておくべき内容と事務局が判断した場合は、市ホームページに公表する。

第10章 提案書類

資格審査通過者は提案書類を提出する。

第1節 提案書類の構成

- (1) 参考見積書（様式第 16 号）
- (2) 施設設計図書（様式第 17 号）
- (3) 要求水準適合状況表（様式第 18 号）
- (4) 技術提案書（様式第 19 号）
- (5) 提案概要（様式第 20 号）
- (6) 事業計画書（様式第 21 号）
- (7) 業務分担届出書（様式第 22 号）
- (8) 契約構造（様式第 23 号）

第2節 提案書類の提出方法

提案書類各 21 部（正本 1 部，副本 20 部，上記「第 10 章 第 1 節 提案書類の構成」の(1)については正本のみ 1 部。）と CD-ROM 又は DVD-ROM 3 枚を，「第 10 章 第 3 節 提案書類の提出」にしたがって持参により提出すること。市は，提案書類の提出に対して受領書を交付する。

- (1) 正本 1 部（添付書類を含め，応募者名がわかるもの。押印要。）
- (2) 副本 20 部（添付書類を含め，正本から応募者名及び応募者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても応募者名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。）
- (3) CD-ROM 又は DVD-ROM 正本 1 枚（応募者名がわかるもの）及び副本 2 枚なお，CD-ROM 又は DVD-ROM には，提案書類の電子データを格納すること。また，格納の条件は次のとおりとする。
 - 1) フォーマット：Windows 形式
 - 2) 使用アプリケーション：様式の指定があるもの，説明文等は，Microsoft 社製の Word，Excel とし，PDF 形式のデータも格納すること。その他図面等は PDF 形式。
 - 3) ウィルスチェック：ウィルスチェックを行ってから提出すること。
 - ア) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが，信頼性の高いものを利用する。
 - イ) 最新のウィルスも検出できるように，ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。

ウ) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」, 「ウィルス (パターンファイル) 定義年月日又はパターンファイル名」, 「チェック年月日」を明記する。

第3節 提案書類の提出

提案書類の提出は持参して行うこととし、郵送、ファックス又は電子メール等による提出は受け付けない。代理人が持参する場合は、「委任状 [提出書類の提出]」(様式第 24 号) を提出すること。

- (1) 提出期限：2020 年 (令和 2 年) 1 月 31 日 (金)
- (2) 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (市の休日を除く。)
- (3) 提出場所：事務局

第4節 応募の辞退

資格審査通過者は、提案書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、「応募辞退届」(様式第 25 号) を直接事務局へ持参すること。

第5節 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該提案書類は返却しないものとする。

- (1) 参加資格がない者による応募
- (2) 参加資格確認審査申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- (3) 提案書類の記載事項が不明なもの又は提案書類に記名若しくは押印のないもの
- (4) 提案書類が不足しているもの
- (5) 応募者又はその代理人が同一事項の総合評価一般競争入札に対し 2 以上の意思表示をしたもの
- (6) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る応募
- (7) 指定の様式以外で応募をしたもの
- (8) 談合その他応募に当たり不正な行為があったとき
- (9) 「第 10 章 第 3 節 提案書類の提出」に示した方法によらないで提出されたもの (期限までに到達しなかった場合を含む。)
- (10) その他応募に関する条件に違反したとき

第6節 応募に当たっての留意事項

入札に当たっては、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続を執行で

きないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を応募手続に参加させず、又は応募手続の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

ただし、本事業は都市計画決定を前提としたものであり、都市計画決定されなかった場合は、応募手続を延期又は中止することがある。

第7節 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

ただし、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化のための問合せや追加資料の提出を求めることがある。

第11章 入札及び開札の方法等

市は、次の手順により入札及び開札を行う。

第1節 入札及び開札の日時等

(1) 入札書及び入札内訳書の受付期間

2020年（令和2年）1月30日（木）から同月31日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 入札及び開札の方法

福山市電子入札実施要領に基づく電子入札

(3) 開札日

2020年（令和2年）6月中旬

第2節 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。入札価格は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く金額を記載すること。

(2) 入札書に記載する金額は施設整備費と運営費の入札価格の合計とすること。

第3節 入札内訳書の提出

(1) 入札に際し、電子入札システムを利用して、当該入札書に記載される入札価格に対応した施設整備費と運営費の入札内訳書を提出すること。

(2) 入札内訳書の様式は、「入札内訳書」（様式第26号）に準拠すること。

(3) その他

1) 入札内訳書の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

2) 提出された入札内訳書は、返却しない。

第4節 予定価格

本事業の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は次のとおりである。

入札価格は予定価格を超えないものとする。また、入札内訳書における施設整備費、運営費についても、括弧内に示す費目ごとの金額を超えないものとする。

なお、入札価格が予定価格を超過した場合や入札内訳書における施設整備費・運営費の費目ごとの金額を超過した場合は失格とする。

予定価格：72,793,000,000円

（施設整備費：40,103,000,000円）

（運営費：32,690,000,000円）

第5節 低入札価格調査

評価値の最も高い者の入札価格が著しく低価格であった場合は、当該入札者を調査の対象者として、建設工事費内訳書、運営費内訳書及び必要に応じその積算の基となる資料の提出を求め、調査を行うものとする。

調査の結果、要求水準書、契約書（案）、提案書類等に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、次順位の入札参加者を落札者とする。なお、次順位の入札参加者も著しく低価格であった場合は、同様の調査を行う。

第6節 失格基準価格

失格基準価格（契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ設定した落札価格の最低限度額をいう。）は、設けない。

第7節 入札の無効又は失格

次の入札は無効又は失格とする。

- (1) 入札に参加するものに必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (3) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。
- (5) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (6) 低入札価格調査により、契約の適切な履行が確保されると認められないとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

第8節 入札参加者が1者であった場合の取り扱い

入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い審査及び評価を行う。

第12章 本審査

市は、次の手順を経て本審査を実施し、落札者を決定する。

第1節 基礎審査

市は、次について基礎審査を行う。基礎審査では、提案書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

(1) 提案書類についての審査

- 1) 必要な書類がそろっていること
- 2) 書類間で整合していること

(2) 提案と要求水準の適合性等の確認

- 1) 全ての業務について、要求水準を満たした提案がなされていること
- 2) 全ての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしていること

第2節 技術評価

最終審査対象者の技術提案について、「落札者決定基準」に基づき評価する。なお、評価に当たっては、最終審査対象者へのヒアリングを実施する。

第3節 評価値の算出

技術評価及び入札価格に基づき、「落札者決定基準」に定める算式により評価値を算出し、入札価格が予定価格の範囲内であり、最終審査対象者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者の入札価格が著しく低価格であった場合は、当該入札者を調査の対象者として低入札価格調査を実施し、契約の適切な履行が確保されると認められるときに、当該調査対象者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムのくじにより落札者を定めるものとする。

第4節 落札者の決定及び公表

落札者決定の通知は、電子入札システムにより通知する。評価値については、市ホームページに掲載する。

なお、民間事業者の提案書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者を落札者として認めない。

第5節 本審査の審査結果理由の説明請求

最終審査対象者は、本審査の審査結果の理由について、次のとおり市に説明を求めることができる。

5.1 説明請求の期日等

本審査の審査結果の理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後5時必着、持参の場合は期間中の午前8時30分から午後5時まで（市の休日を除く。）とする。

5.2 説明請求に対する回答

上記説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に書面により行う。

第13章 落札者決定後の手続

落札者決定後の手続は、次のとおりとする。

第1節 基本協定の締結

市と落札応募者は、特定事業契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

第2節 契約内容の協議

市と落札者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約、運營業務委託契約、残渣運搬業務委託契約及び残渣資源化業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

第3節 特別目的会社の設立

構成員は、契約書（案）に定めるとおり福山市内（本事業敷地外）に特別目的会社を設立すること。

第4節 契約の締結

市と落札者は契約内容の協議が整った場合において、次のとおり、各契約を締結する。

4.1 基本契約

市と落札者の構成企業、協力会社及び運営事業者は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び本施設の運営）に関する包括的な契約として、基本契約を締結する。

4.2 工事請負契約

市と建設工事請負事業者は、本施設の設計・施工業務に関する工事請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

ただし、応募者が、工事請負契約の正式契約日までの間に「第7章 第1節 1.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、市は当該仮契約を解除することができるものとし、その場合、市がかかる解除を代表企業に通知した日をもって、当該時点までに締結された基本協定書及び特定事業契約は終了するものとする。また、市はかかる契約解除等に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

4.3 運營業務委託契約

市と運営事業者は、本施設の運營業務委託契約を締結する。

4.4 残渣運搬業務委託契約

市と運営事業者と残渣運搬事業者は、残渣運搬業務委託契約を締結する。

4.5 残渣資源化業務委託契約

市と運営事業者と残渣資源化事業者は、残渣資源化業務委託契約を締結する。

第14章 契約保証金

建設工事請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。

第15章 その他

第1節 費用負担

契約締結に至る上記全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

第2節 使用言語等

本事業に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。
また、応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。
入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

第3節 提案書類の取扱い・著作権

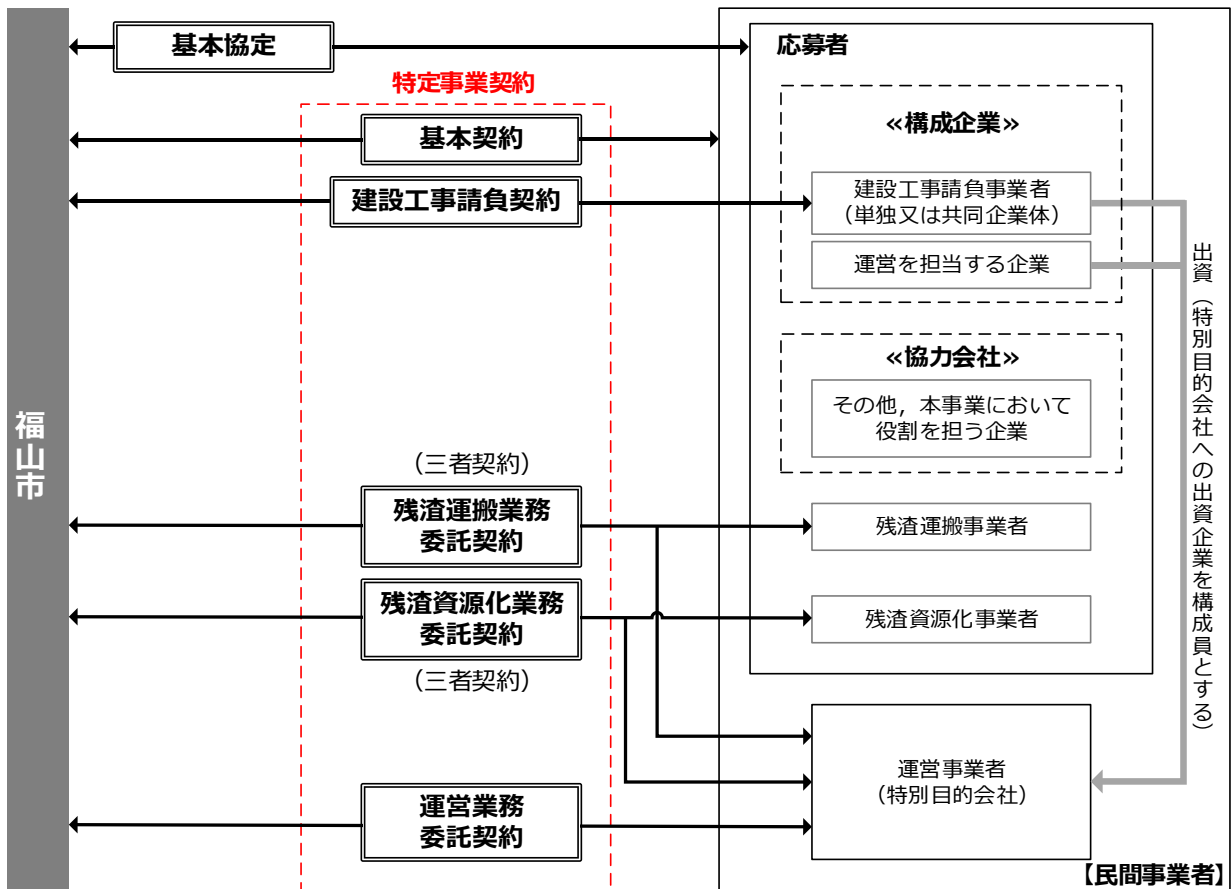
応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、本審査の目的以外には使用しない。
なお、提案書類は返却しない。

第4節 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、2019年（令和元年）9月福山市議会で債務負担行為を定めている。

第5節 その他

特定事業契約の締結に当たっては、入札価格に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。



注1) 建設工事請負事業者が共同企業体の場合は、プラントの設計・施工を行う企業は特別目的会社に出資すること。
 注2) 残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者は、構成企業・協力会社のいずれも可

【応募者の組成】 本事業への参画を希望する企業は、入札公告を受け、構成企業及び協力会社で構成される企業グループを結成し、入札に参加。

【基本協定】 落札者決定後、特別目的会社の設立前に、市と落札応募者の連名により締結。

【基本契約】 基本協定に基づき、市、構成企業、協力会社及び運営事業者の連名により締結する。

【建設工事請負契約】 建設工事請負契約は、基本契約に基づき、市と建設工事請負事業者（単独又は共同企業体）間で締結。

【運営業務委託契約】 運営業務契約は、基本契約に基づき、市と運営事業者間で締結。

【残渣運搬業務委託契約】 残渣運搬業務委託契約は、基本契約に基づき、市、運営事業者及び残渣運搬事業者間で締結。

【残渣資源化業務委託契約】 残渣資源化業務委託契約は、基本契約に基づき、市、運営事業者及び残渣資源化事業者間で締結する。